

第73回 税理士試験

〔 酒 税 法 〕

解答・解説レジュメ



資格の学校

TAC

第 7 3 回 税 理 士 試 験 酒 税 法

●はじめに

理論については、本年度は2題形式で出題された。問1は納税義務の成立、酒母又はもろみの製造免許、引取酒類についての申告、酒類の詰め替えの手続き、被災酒類の酒税額の控除というテーマから、小問が5つ出題され、幅広い知識を問うものであった。解答スペースを考慮しつつ、問われていることを的確に解答できたかがポイントになると思われる。また、問2は引取酒類に係る納期限の延長が出題された。Aランク理論であるが、特例輸入者と特例輸入者以外の者の取扱いの相違点について問われていたことから、この問題も問われている事柄に対して的確に解答ができたかがポイントになると思われる。

計算については、昨年度に引き続き、酒類の判定と税額計算が1題形式で出題された。酒類の判定及び課税標準数量の計算に関しては、一部判断に迷う箇所も見受けられたが、それ以外は比較的解答しやすい問題であった。酒類の判定で確実に得点を重ね、税額計算でどれだけケアレスミスを防ぎ、冷静に解答出来たかがポイントになると思われる。

Z-73-G〔第一問〕解 答

問 1

(1) 酒類等が酒類等の製造場で飲用されたときの酒税の納税義務の成立について (3点)

① 製造者の責めに帰することができる製造場内飲用

酒類等が酒類等の製造場において飲用された場合において、その飲用につき、その製造者の責めに帰することができるときは、その飲用の時にその酒類等をその製造場から移出したものとみなす。

② 製造者の責めに帰することができない製造場内飲用

酒類等が酒類等の製造場において飲用された場合において、その飲用につき、その製造者の責めに帰することができないときは、その飲用者をその酒類等に係る酒類等の製造者とみなし、その飲用者がその飲用の時にその酒類等をその製造場から移出したものとみなす。

(2) 酒母又はもろみの製造免許を要しない場合 (3点)

① 酒類製造者が、その製造免許を受けた製造場において、その酒類の製造の用に供するため、酒母又はもろみを製造する場合。

② もろみの製造免許を受けた者が、その製造免許を受けた製造場において、そのもろみの製造の用に供するため、酒母を製造する場合。

③ アルコール事業法の規定によりアルコールの製造の許可または承認を受けた者が、そのアルコールの製造の用に供するため、酒母又はもろみを製造する場合。

(3) 保税地域から酒類が引き取られる場合の酒税の申告の取扱い (3点)

① 関税法に規定する申告納税方式が適用される酒類を保税地域から引き取ろうとする者は、その引取りに係る酒税を免除されるべき場合を除き、所定の事項を記載した申告書を税関長に提出しなければならない。

② ①に規定する者がその引取りに係る酒類につき関税法に規定する特例申告を行う場合には、その酒類に係る①の申告書の提出期限は、その酒類の引取りの日の属する月の翌月末日とする。

③ 関税法に規定する賦課課税方式が適用される酒類を保税地域から引き取ろうとする者は、その引き取りに係る酒税を免除されるべき場合を除き、その引き取る酒類に係る所定の事項を記載した申告書を税関長に提出しなければならない。

(4) 酒類の製造場又は保税地域以外の場所で酒類の詰め替えをしようとする場合の手続 (3点)

酒類製造者が、酒類の製造場以外の場所で酒類を詰め替える行為等をしようとする場合には、その行為をしようとする日の2日前までに、所定の事項を記載した届出書をその場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(5) 被災酒類に係る酒税相当額の控除について、その適用を受けるための要件（3点）

- ① 酒類製造者又は酒類の販売業者が販売のために所持する酒類で酒税を課せられたものが災害により亡失し、滅失し、又はその本来の用途に供することができない状態になった場合においては、被災酒類について課せられた酒税額に相当する金額（被災酒類についてその酒類製造者又は酒類の販売業者が保険金等により損失を補てんされたときは、一定の金額を控除した金額）をその被災酒類に係る酒税の納税義務者がその災害にあった日以後において納付すべき酒税額から控除する。

ただし、その納税義務者がその酒類製造者又は酒類の販売業者である場合を除き、その控除すべき金額は、その酒類製造者又は酒類の販売業者がその納税義務者の負担によりその被災酒類について損失の補償を受けた金額を限度とする。

- ② ②の規定は、被災酒類について酒税法に規定する戻入控除の規定の適用がある場合においては、これを適用しない。

問2 引取酒類に係る納期限の延長の相違点（15点）

引取酒類に係る納期限の延長に関して、酒類を保税地域から引き取ろうとする者が特例輸入者である場合と、特例輸入者以外の者である場合における取扱いの相違点は以下のとおりである。

1 納期限の延長に係る申請書の提出期限

納期限の延長の適用を受けようとする場合、特例輸入者は、その酒類の引取りの日の属する月の翌月末日までに、納期限の延長に係る申請書を税関長に提出する必要がある。一方、特例輸入者以外の者は、その酒類を保税地域から引き取る時まで、納期限の延長に係る申請書を税関長に提出する必要がある。

2 適用方法

納期限の延長を受けるためには、両者ともに以下の手続を要件とする。

- ① 関税法に規定する申告納税方式適用酒類に係る申告書を提出期限内に提出していること
② 納期限内に納期限の延長についての申請書を税関長に提出していること
③ 申告書に記載した酒税額の全部又は一部に相当する担保を提供すること

特例輸入者は、①から③の手続を行ったうえで、税関長が、その特例輸入者が酒類の販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する事由によりその担保の額に相当する酒税をその納期限内に納付することが著しく困難であると認める場合に限り、1月以内、酒税の納期限の延長の適用を受けることができる。

一方、特例輸入者以外の者は、①から③の手続を行うことにより、1月以内、酒税の納期限の延長の適用を受けることができる。さらに税関長が酒類の販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する事由によりその担保の額に相当する酒税を1月以内に納付することが困難であると認めた場合には、納期限の延長期間は2月以内となる。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶合格ライン◀

24点以上が合格確実ライン、19点がボーダーラインになると思われる。

Z－73－G〔第二問〕解 答

品目及びその判定理由

商品A（判定理由と併せて4）

品 目	単式蒸留焼酎
-----	--------

（判定理由）

単式蒸留機による蒸留酒は、アルコール分が45度以下であるため、単式蒸留焼酎に該当する。

商品B（判定理由と併せて4）

品 目	果実酒
-----	-----

（判定理由）

前段の酒類は、果実、ぶどう糖及び水を原料として発酵させたものであり、アルコール分が15度未満で、ぶどう糖を使用しており、ぶどう糖の重量(30kg)が果実に含有される糖類の重量(180kg)を超えていないため、果実酒に該当する。

後段の酒類は、果実を原料として発酵させたアルコール含有物を蒸留したもので、留出時のアルコール分が95度未満であるため、ブランデーに該当する。

果実酒にブランデーを加えたものは、補酒割合が10%以下であり、アルコール分が15度未満であるため、果実酒に該当する。

補酒割合＝ $\frac{100 \times 40 \text{度}}{9000 \times 11 \text{度} + 100 \times 40 \text{度}}$ （3.8%）

商品C（判定理由と併せて4）

品 目	ビール
-----	-----

（判定理由）

麦芽、ホップ及び水を主原料として発酵させたものは、アルコール分が20度未満で、麦芽の重量(1,000kg)がホップ及び水以外の原料の重量の50% $((1,000\text{kg} + 50\text{kg} + 50\text{kg}) \times 50\% = 550\text{kg})$ 以上であるため、ビールに該当する。

当該ビールにホップ、かぼちゃ及びみそを加えて発酵させたものは、アルコール分が20度未満で、麦芽の重量(1,000kg)がホップ及び水以外の原料の重量の50% $((1,000\text{kg} + 50\text{kg} + 50\text{kg} + 20\text{kg} + 20\text{kg}) \times 50\% = 570\text{kg})$ 以上であり、かぼちゃ及びみその重量 $(20\text{kg} + 20\text{kg} = 40\text{kg})$ が麦芽の重量の5% $(1,000\text{kg} \times 5\% = 50\text{kg})$ を超えていないため、ビールに該当する。

商品D（判定理由と併せて4）

品 目	スピリッツ
-----	-------

（判定理由）

発芽させた穀類を原料とした蒸留酒は、麦こうじを使用しているため、ウイスキーに該当しない。エキス分が2度未満の蒸留酒であるため、スピリッツに該当する。

商品 E （判定理由と併せて4）

品 目	合成清酒
-----	------

（判定理由）

米、米こうじ及び水を主原料として発酵させてこしたものは、アルコール分が22度未満であり、副原料の重量(30kg)が米の重量の50％ $((230\text{kg}+100\text{kg})\times 50\%=165\text{kg})$ を超えていないため、清酒に該当する。

当該清酒を主原料として製造した酒類で、その香味、色沢その他の性状が清酒に類似するものは、次の要件をすべて満たしているため、合成清酒に該当する。

(1) 米の使用量がアルコール分20度に換算した場合の当該酒類の重量の5％以下である。

$$230\text{kg}+100\text{kg}=330\text{kg}\leq 10,000\text{kg}\times \frac{14\text{度}}{20\text{度}}\times 5\%=350\text{kg}$$

(2) アルコール分が16度未満である。

(3) エキス分が5度以上である。

(4) アミノ酸度が0.5以上である。

(5) 酸度が1以上である。

商品 F （判定理由と併せて4）

品 目	その他の醸造酒
-----	---------

（判定理由）

連続式蒸留機による蒸留酒は、アルコール分が36度以上45度以下であるため、スピリッツ(連続式蒸留スピリッツ)に該当する。

米、米こうじ及び水を主原料として発酵させたものは、副原料の重量 $(470\text{kg}+80\text{kg}+50\text{kg}+35\text{kg}=635\text{kg})$ が米の重量の50％ $((900\text{kg}+360\text{kg})\times 50\%=630\text{kg})$ を超えているため、清酒に該当しない。エキス分が2度以上の醸造酒でアルコール分が15度未満であり、アルコールの重量 $(470\text{kg}+80\text{kg}=550\text{kg})$ が水以外の原料の重量の30％ $((900\text{kg}+400\text{kg}+470\text{kg}+80\text{kg}+50\text{kg}+35\text{kg})\times 30\%=580.5\text{kg})$ 未満であるため、その他の醸造酒に該当する。

商品 G （判定理由と併せて4）

品 目	リキュール
-----	-------

（判定理由）

前段の酒類は、麦芽、ホップ及び水を主原料として発酵させたもので、たんばく質物分解物を使用しているため、ビールに該当しない。麦芽を原料の一部とした酒類で発泡性を有しており、アルコール分が20度未満であるため、発泡酒に該当する。

後段の酒類は、連続式蒸留機による蒸留酒で、アルコール分が36度以上45度以下であるため、スピリッツ(連続式蒸留スピリッツ)に該当する。

発泡酒に連続式蒸留スピリッツを加えたものは、麦芽を原料の一部とした酒類で発泡性を有しているものであるが、当該連続式蒸留スピリッツが麦を原料の一部とした蒸留酒であるため、発泡酒に該当しない。エキス分が2度以上の混成酒であるため、リキュールに該当する。

商品H（判定理由と併せて4）	
品 目	リキュール
（判定理由） 米、米こうじ及び水を主原料として発酵させてこしたものは、アルコール分が22度未満であり、副原料の重量(200kg)が米の重量の50% ((400kg+100kg)×50%=250kg)を超えていないため、清酒に該当する。 当該清酒に米及び清酒かすを加えてこしたものは、米を加えているため、清酒に該当しない。エクス分2度以上の混成酒であるため、リキュールに該当する。	

① 適用税率

品 目	商品名	計 算 過 程	税 率 (円／kℓ)
単式蒸留焼酎	A	200,000円+10,000円×(45度－20度)＝450,000円	450,000
果実酒	B		90,000
ビール	C		200,000
スピリッツ	D	200,000円+10,000円×(46度－20度)＝460,000円	460,000
合成清酒	E		100,000
その他の醸造酒	F		120,000
リキュール	G	その他の発泡性酒類 ホップ使用 旧酒税法に掲げるものに該当する。	108,000
リキュール	H		140,000
果実酒	I	その他の発泡性酒類	80,000

② 課税標準数量

品 目	商品名	計 算 過 程	課税標準数量 (ml)
		※ 特例適用製造者の判定 1 $900\text{k}\ell + 700\text{k}\ell + 1,400\text{k}\ell + 300\text{k}\ell + 600\text{k}\ell + 1,200\text{k}\ell + 200\text{k}\ell + 200\text{k}\ell$ $= 5,500\text{k}\ell \leq 10,000\text{k}\ell \quad \therefore \text{該当}$	
単式蒸留焼酎	A	(1) $0.72\ell \times 10,000\text{ケース} \times 24\text{本} - 0.72\ell \times 5\text{本} = 172.7964\text{k}\ell$ (注) 食品表示法の規定による酒類の収去は、非課税であるため、課税されない。1 (2) 税率の特例の判定 ① 前年度実績 $900\text{k}\ell \leq 1,300\text{k}\ell$ ② 当月分の適用枠 $200\text{k}\ell - 130\text{k}\ell = 70\text{k}\ell$ ③ 当月分の税率の特例 $172.7964\text{k}\ell > 70\text{k}\ell$ $\therefore 70\text{k}\ell$ (特例) $172.7964\text{k}\ell - 70\text{k}\ell = 102.7964\text{k}\ell$ (通常)	70,000,000 102,796,400
果実酒	B	$0.35\ell \times 15,000\text{ケース} \times 20\text{本} = 105\text{k}\ell$ ※	105,000,000
果実酒	I	$0.75\text{k}\ell \times 10\text{本} = 0.0075\text{k}\ell$ ※ ※ 税率の特例の判定 (1) 前年度実績 $700\text{k}\ell \leq 1,300\text{k}\ell$ (2) 当月分の適用枠 $200\text{k}\ell - 80\text{k}\ell = 120\text{k}\ell$ (3) 当月分の税率の特例 $105\text{k}\ell (B) + 0.0075\text{k}\ell (I) = 105.0075\text{k}\ell \leq 120\text{k}\ell$ $\therefore 105\text{k}\ell$ (特例) $0.0075\text{k}\ell$ (特例)	7,500
ビール	C	(1) $0.72\ell \times 20,000\text{ケース} \times 12\text{本} + 0.72\ell \times 10\text{本} = 172.8072\text{k}\ell$ (注) 微生物検査のための製造場における酒類の分析は、移出に該当しないため、課税されない。1 (注) 公的検査機関への検体としての酒類の送付は、移出に該当するため、課税される。1 (2) 税率の特例の判定 前年度実績 $1,400\text{k}\ell > 1,300\text{k}\ell \quad \therefore \text{適用なし}$	172,807,200
スピリッツ	D	$0.72\ell \times 20,000\text{ケース} \times 12\text{本} = 172.8\text{k}\ell$ (注) 不法侵入者による製造場からの酒類の搬出は、不法侵入者が課税されるため、製造者は課税されない。1	172,800,000

品 目	商品名	計 算 過 程	課税標準数量 (ml)
合成清酒	E	(1) $0.35\ell \times 5,000 \text{ ケース} \times 12 \text{ 本} = 21\text{k}\ell$ (注) 従業員の過失による製造場内での酒類の滅失は、移出に該当しないため、課税されない。 1 (2) 税率の特例の判定 ① 前年度実績 $600\text{k}\ell \leq 1,300\text{k}\ell$ ② 当月分の適用枠 $200\text{k}\ell - 190\text{k}\ell = 10\text{k}\ell$ ③ 当月分の税率の特例 $21\text{k}\ell > 10\text{k}\ell$ $\therefore 10\text{k}\ell$ (特例) $21\text{k}\ell - 10\text{k}\ell = 11\text{k}\ell$ (通常)	 10,000,000 11,000,000
その他の醸造酒	F	$0.35\ell \times 15,000 \text{ ケース} \times 6 \text{ 本} = 31.5\text{k}\ell$	31,500,000
リキュール	G	(1) 課税標準たる数量 $0.72\ell \times 12,000 \text{ ケース} \times 24 \text{ 本} = 207.36\text{k}\ell$ (注) 外国人観光客に対する酒類の試飲は、移出とみなされて課税される。 1 (2) 輸出酒類販売場から移出する酒類に係る免税の適用を受けようとする数量 $0.72\ell \times 100 \text{ 本} = 0.072\text{k}\ell$ (3) 課税標準数量 $(1) - (2) = 207.288\text{k}\ell$	207,288,000
リキュール	H	(1) 課税標準たる数量 $0.72\ell \times 3,000 \text{ ケース} \times 8 \text{ 本} + 0.72\ell \times 100 \text{ 本} = 17.352\text{k}\ell$ (2) 輸出免税の適用を受けようとする数量 $0.72\ell \times 100 \text{ 本} = 0.072\text{k}\ell$ (3) 課税標準数量 $(1) - (2) = 17.28\text{k}\ell$	17,280,000

③ 課税標準数量に対する酒税額

課税標準数量に対する 酒税額の合計額	222, 814, 604 円
-----------------------	--------------------

品 目	商品名	計 算 過 程	課税標準数量に 対する酒税額 (円)
単式蒸留焼酎	A	$450,000円 \times 70k\ell = 31,500,000円$ $31,500,000円 \times 80/100 = 25,200,000円$ （特例） $450,000円 \times 102.7964k\ell = 46,258,380円$ （通常）	3 25,200,000 46,258,380
果実酒	B	$90,000円 \times 105k\ell = 9,450,000円$ $9,450,000円 \times 64/90 = 6,720,000円$	3 6,720,000
ビール	C	$200,000円 \times 172.8072k\ell = 34,561,440円$	3 34,561,440
スピリッツ	D	$460,000円 \times 172.8k\ell = 79,488,000円$	3 79,488,000
合成清酒	E	$100,000円 \times 10k\ell = 1,000,000円$ $1,000,000円 \times 90/100 = 900,000円$ （特例） $100,000円 \times 11k\ell = 1,100,000円$ （通常）	3 900,000 1,100,000
その他の醸造酒	F	$120,000円 \times 31.5k\ell = 3,780,000円$	3 3,780,000
リキュール	G	$108,000円 \times 207.288k\ell = 22,387,104円$	3 22,387,104
リキュール	H	$140,000円 \times 17.28k\ell = 2,419,200円$	3 2,419,200
果実酒	I	$80,000円 \times 0.0075k\ell = 600円$ $600円 \times 80/100 = 480円$	3 480

④ 控除を受けようとする酒税額

控除を受けよう とする酒税額の合計額	2,664 円
-----------------------	---------

品 目	商品名	計 算 過 程	控除を受けよう とする酒税額 (円)
その他の醸造酒	F	戻入控除 (1) 税 率 120,000円 (2) 戻入数量 $0.35\ell \times 10\text{ケース} \times 6\text{本} = 0.021\text{k}\ell$ (3) 控除税額 $120,000\text{円} \times 0.021\text{k}\ell = 2,520\text{円}$	2 2,520
果実酒	I	戻入控除 (1) 税 率 80,000円 (2) 戻入数量 $0.75\ell \times 3\text{本} = 0.00225\text{k}\ell$ (3) 控除税額 $80,000\text{円} \times 0.00225\text{k}\ell = 180\text{円}$ $180\text{円} \times 80/100 = 144\text{円}$	2 144

⑤ 納付すべき酒税額

計 算 過 程	納付すべき酒税額 円
$222,814,604\text{円} - 2,664\text{円} = 222,811,940\text{円} \rightarrow 222,811,900$ (100円未満切捨)	222,811,900

(注)

1

、

2

、

3

、

4

は配点基準を表す。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶合格ライン◀

65点が合格確実ライン、60点がボーダーラインになると思われる。

▶終わりに◀

89点が合格確実ライン、79点がボーダーラインになると思われる。

夏のオンラインイベント(無料)に参加しよう！

～簿記・財表・法人・所得・相続・消費～ 科目別攻略Zoomセミナー

要予約

※各セミナー
先着400名まで

Zoomでライブ配信！ 予約はこちらから

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/zeiri_summersemi.html



税理士試験は科目ごとに出题傾向が大きく異なるため、TACでは科目別に「合格戦略」を立てて教材・カリキュラムを制作し、それに則して講義を展開しています。当Zoomセミナーでは、簿記・財表・法人・所得・相続・消費の6科目について、各科目の学習内容、試験傾向、学習上のポイント等を担当講師が解説するとともに、8月～9月に開講する各コースについてご案内します。また、セミナー終了後には、ZoomのQ&A機能を使用した質疑応答も行います。当セミナーで疑問や不安を解消して、スムーズに学習をスタートさせましょう！

●開催日時及び担当講師

簿記論
8/23(水)
19:30～20:30



安部 洋平

所得税法
8/16(水)
19:30～20:30



信澤 奈津美

財務諸表論
8/18(金)
19:30～20:30



渡辺 俊宏

相続税法
8/27(日)
13:00～14:00



阿部 史生

法人税法
8/27(日)
10:30～11:30



櫻井 洋

消費税法
8/21(月)
19:30～20:30



二宮 良之

セミナー内容

- 科目の特徴(学習内容・試験傾向・学習上のポイント)
- 8月～9月入学コースの紹介
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- はじめて該当科目を学習される方
- 科目選択や受講するコースをお悩みの方
- 該当科目の学習にあたって疑問や不安をお持ちの方

～酒税・固定・事業・住民・国徴～ ミニ税法徹底比較！

TAC 税理士講座ホームページで 配信！

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/tacchannel.html



ミニ税法(酒税法・固定資産税・事業税・住民税・国税徴収法)は、試験科目の中でも比較的学習ボリュームが少ない科目です。当セミナーでは、各科目の学習内容や試験傾向、学習上のポイントを解説し、徹底比較します。科目選択で迷われている方は必見です！

セミナー内容

- ミニ税法5科目のオススメポイント
- 科目選択の判断方法

こんな方に オススメ

- 9月からミニ税法の学習を検討されている方
- 科目選択で迷われている方

セミナー担当講師

TAC 税理士講座講師
固定資産税

松葉 貴

配信予定:
8/11(金)～



～今が就活最前線！～ どこよりも早い傾向分析と対策！

要予約

※先着400名まで

Zoomでライブ配信！ 予約はこちらから

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/zeiri_summersemi.html



税理士試験が終わって1週間。今が、会計業界就活最前線です！「この夏の就活にはどんな変化が起こっているのか？」「今からでも間に合う、効果的な対策は？」などについて、夏の就職説明会の最新データから紐解いていきます。他業界に比べて変化の激しい会計業界。最新の情報収集が就職活動の勝負を決めます。今まさに就職活動中の方も、これからという方も、ぜひご覧いただきたい内容です！

セミナー内容

- 2023年の夏の就職説明会の傾向分析
- 今からでも間に合う効果的な対策
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- 最新の会計業界の情報を知りたい方
- これから就職活動を行う際のポイントを知りたい方

セミナー担当講師

TAC プロフェッションバンク
人材コンサルタント

小倉 亮介

開催日時:
8/17(木) 19:30～20:30



本試験の振り返りが 次のスタートに活きる!

8/14(月)
17:00より
公開予定!

- ① 本試験後の
「受験プランニング」
- ② 第73回税理士試験
「解答解説会」Web配信
- ③ 講師インタビュー 簿記・財表・法人・所得・相続・消費
「本試験の所感と合格ライン」

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri.html



■TACのサービスをご紹介

デジタル教材

デジタル教材を活用してスマート学習!



移動などのスキマ時間の
学習効率UP

電車の中や外出先でも
教材を広げることなく学習できる!



スマホやタブレットで
教材を持ち運び

デジタル教材ならたくさんの教材を持ち運ばず、
スマホやタブレット1台で楽々持ち運び!



便利機能も充実

キーワード検索やマーカー機能、
メモ書き機能で暗記箇所などをポイント学習!

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/digital_kyouzai.html

